若年者地域連携事業入札説明書

１　調達内容

（１）調達件名及び数量

若年者地域連携事業

（２）調達件名の仕様書等

仕様書（別紙１）及び若年者地域連携事業委託要綱（別添）による。

（３）契約期間　平成２７年４月１日（予定）から平成２８年３月３１日まで

（４）履行場所　支出負担行為担当官の指定する場所

（５）入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、下記３（２）に定める期日までに、企画書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

(1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地方の競争参加資格を有している者であること。

(4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア　企画書提出時点において、過去５年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこ